

議案第 106 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 18 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

- | | |
|-------------|---|
| 1 財 産 の 内 容 | 三朝町教育支援バス 1 台 |
| 2 契約の相手方 | 鳥取県東伯郡三朝町大字本泉 667-4
有限会社秀栄自動車
代表取締役 吉 田 長 治 |
| 3 取 得 金 額 | 7, 8 5 8, 0 0 0 円 |
| 4 取 得 の 目 的 | 老朽化した教育支援バスの更新整備 |